高島市交通バリアフリー基本構想

報　告　書

平成１８年３月

（平成２１年１月変更）

高　島　市

目　次

１．交通バリアフリー法の概要 ---------- 1

１－１　法律制定の背景

１－２　法律の趣旨と仕組み

２．交通バリアフリー基本構想の概要 ---------- 4

２－１　基本構想で定める事項

２－２　各事項毎の具体的な内容

２－３　策定スケジュール

３．高島市の概要 ---------- 8

４．重点整備地区等の設定 ---------- 13

４－１　特定旅客施設の設定

４－２　重点整備地区と特定経路の設定

５．重点整備地区の現況と課題 ---------- 18

５－１　ヒアリング調査

５－２　現地調査

５－３　タウンウオッチングの結果まとめ

５－４　整備課題の抽出

６．基本理念とバリアフリー化の基本的な方針 ---------- 35

６－１　基本理念

６－２　バリアフリー化の基本的な方針

７．実施すべき事業 ---------- 37

７－１　目標年次

７－２　道路特定事業

７－３　交通安全特定事業

７－４　公共交通特定事業

７－５　その他の事業

附属資料 ---------- 43

策定協議会委員名簿

１．交通バリアフリー法の概要

１－１　法律制定の背景

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下、「交通バリアフリー法」という。）が平成 12 年（2000 年）５月 10 日に成立し、同年５月 15 日に施行された（平成 16 年度（2004 年度）に基本方針が改正された）。この背景には、以下の３点が挙げられます。

(1) 急速な高齢化の進展

我が国では、諸外国に例を見ない急速な高齢化が進んでおり、平成 27 年（2015 年）には国民の４人に１人が 65 歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会が到来すると予測されています。
そのため、若年層と比べて身体的能力に制約を受けやすい高齢者にやさしい環境整備に向けた取組が急務となっています。

(2) 「ノーマライゼーション」の理念の実践

障害のある人が障害のない人と同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が社会へ浸透し、障害のある人が障害のない人とともに活動し、個々のニーズに応じたサービスを受けることができるよう配慮することが強く求められるようになってきています。
そのため、その環境整備に向けた取り組みが急務となっています。

(3) 公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上に対する総合的な取り組みの必要性の高まり

上記２点から、高齢者や障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境整備が急務となっていますが、なかでも鉄道やバスをはじめとする公共交通機関を利用した移動の円滑性を高めることは極めて重要と考えられます。そのため、公共交通機関の各施設や、さらにはその周辺の駅前広場や道路等の連続した移動経路に対して、バリアフリー化の取り組みを講じていく必要があり、財源等投資余力が限られる中で、整合性を図りながら様々な取り組みを総合的に進めていく必要性が高まっています。

１－２　法律の趣旨と仕組み

(1)法律の趣旨

交通バリアフリー法は、移動制約者（高齢者、身体障害者、妊産婦、けが人等）が公共交通機関を利用する際の移動の利便性及び安全性を促進するために、以下の施策を講じることを目的としています。

① 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルあるいは鉄道車輌、バス車輌、旅客船、航空機等のバリアフリー化を推進する。
② 駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が策定する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場および信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。

(2)法律の基本的な仕組み

交通バリアフリー法の基本的な仕組みは、以下のようになっています。

① 基本方針

国（主務大臣）が、公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動の利便性及び安全性の向上を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を策定する。

② 公共交通事業者が講ずべき措置

公共交通事業者に対し、鉄道駅等の旅客施設の新設・大改良をする場合や車輌を新規導入する場合、この法律に基づいて定められるバリアフリー基準への適合を義務づける。

③ 市町村の主導による地域のバリアフリー施策の推進

ア. 市町村による基本構想の作成

市町村は基本方針に基づき、一定規模の駅等の旅客施設を中心とした地区（「重点整備地区」）において、旅客施設および周辺の道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、当該重点整備地区におけるバリアフリー化のための方針、実施する事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。

イ. 基本構想に基づく事業の実施

公共交通事業者、道路管理者および都道府県公安委員会は、基本構想に従ってそれぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施する。

④ その他

安心して公共交通機関を利用してもらえるよう、駅施設等のバリアフリー化状況についての情報を提供する。

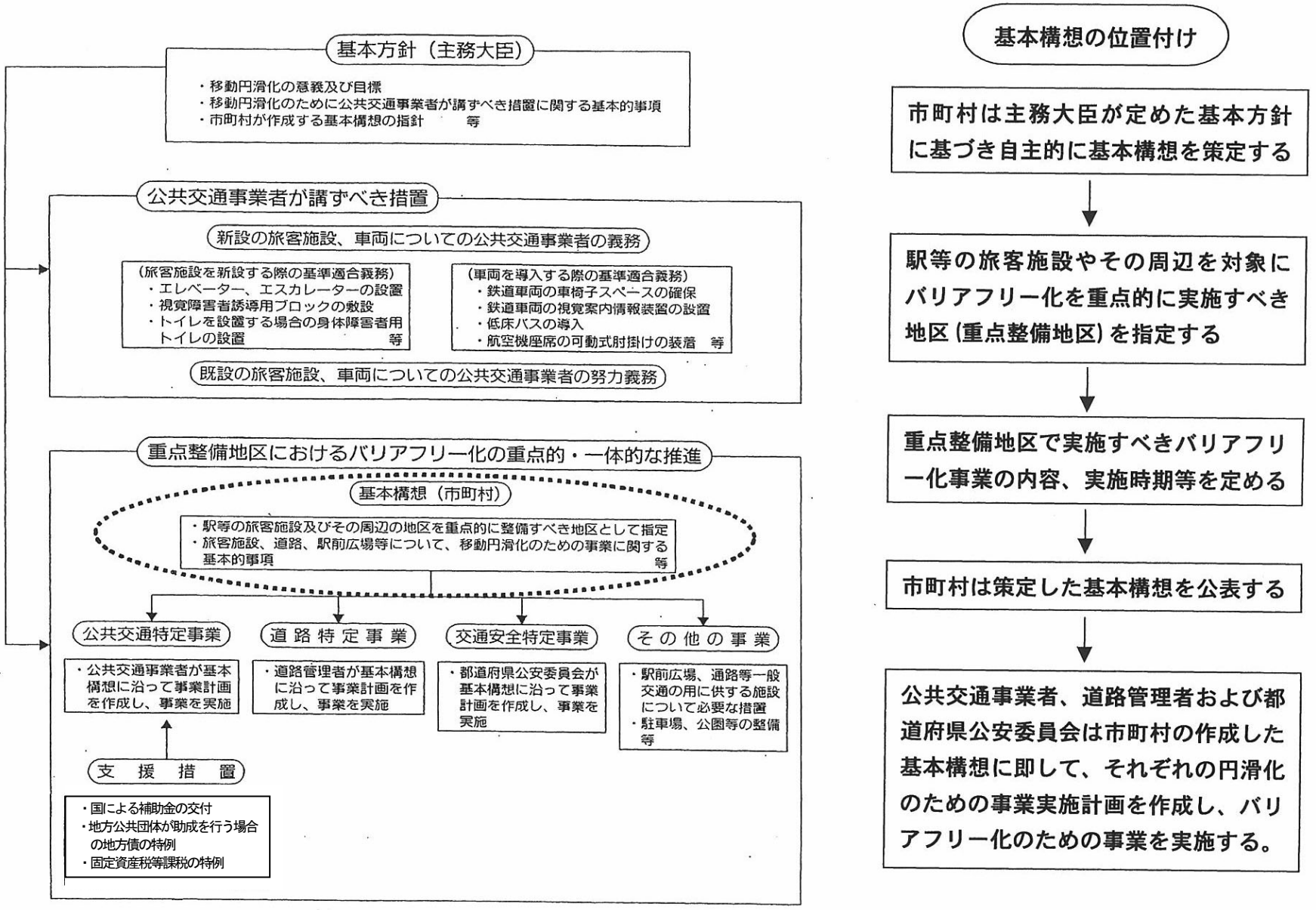

図１－１　法律の基本的な仕組みと基本構想の位置づけ

２．交通バリアフリー基本構想の概要

２－１　基本構想で定める事項

市町村による交通バリアフリー基本構想で定めるべき事項として、交通バリアフリー法第６条において、以下の３点が挙げられています。

(1) 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する基本的な方針
(2) 重点整備地区の位置および区域
(3) 重点整備地区で実施すべきバリアフリー事業等

２―２　各事項毎の具体的な内容

基本構想については、作成主体である市町村が住民の福祉を増進する主体として、高齢者、身体障害者等の意見を十分に聴取した上で、適切な内容のものを作成します。具体的に記載する内容としては、以下のものが考えられます。

(1) 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する基本的な方針

- バリアフリー化に取り組むにあたってのまちづくりの基本理念
- バリアフリー化に関する基本的な方針

(2) 重点整備地区の位置および区域

- 重点整備地区の中心となる駅等と周辺の状況等当該地区の位置づけ
- 官公庁施設、福祉施設等の分布を踏まえた重点整備地区の具体的線引き

［具体的線引きのための３要件］

① **施設要件**：駅から徒歩圏※で、高齢者、身体障害者等が日常的に利用する主要な施設を含む地区
② **課題要件**：バリアフリー化の事業実施が特に必要な地区
③ **効果要件**：バリアフリー化の事業実施が都市機能増進のために有効かつ適切な地区

※具体的には個別に市町村が設定することになるが、概ね 500ｍから１ｋｍを想定

(3) 重点整備地区で実施すべきバリアフリー事業等

① 事業実施の位置、区域

○『鉄道駅』および『駅から官公庁・福祉施設等までの経路』において、実施するバリアフリー化事業を位置づける。

② 事業例

○公共交通特定事業：鉄道駅やバス等に関する事業

- 鉄道駅内でのエレベーター、エスカレーターの設置
- 鉄道駅内でのスロープ、手すり、幅広の改札口の設置
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 身体障害者対応型のトイレ・券売機の設置
- 乗り合いバスにおける低床型車両（ノンステップバス）の導入　等

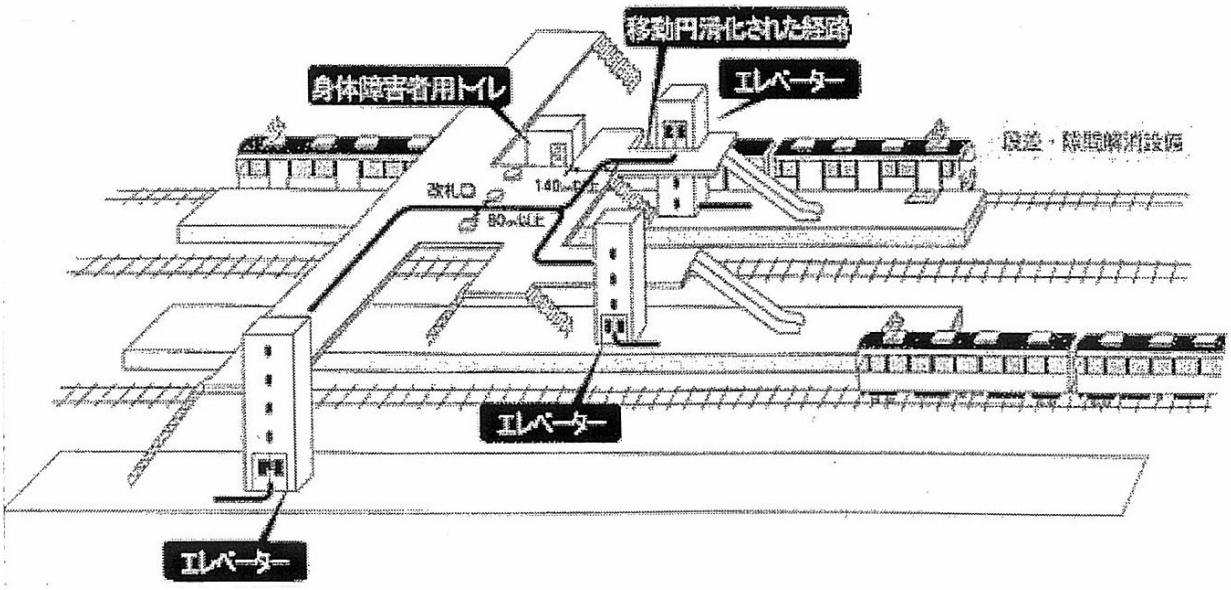

図２－１　公共交通特定事業の事業例

○道路特定事業：道路に関する事業

・歩道の設置および拡幅（幅員３ｍ以上が望ましい）
・歩道の平坦性の確保（路面上の段差解消、横断方向の傾斜解消、縦断勾配の縮小）
・視覚障害者誘導用ブロックの設置
・通行経路案内標識の設置
・バリアフリー化のための電線類地中化、照明施設の設置、歩行者用柵等の設置
・バス停留所における歩道高さの調整　等

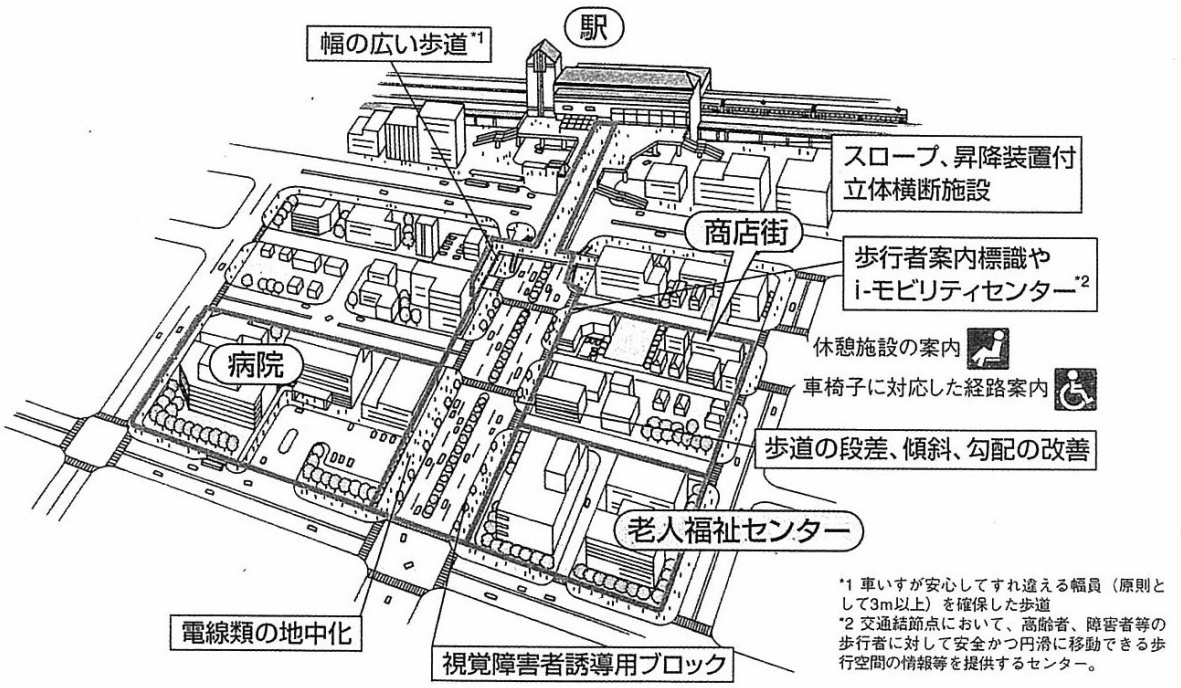

図２－２　道路特定事業の事業例

○交通安全特定事業：信号機等に関する事業、違法駐車対策

・視覚障害者等に対する音響式信号機の設置
・歩行者青時間の延長を行う信号機の設置
・横断歩道等の交通規制を実施するための道路標識・道路標示の整備
・違法駐車・駐輪車両の取り締まり強化
・違法駐車・駐輪の防止についての広報活動および啓発活動　等

２－３　策定スケジュール

本構想の策定スケジュールは以下の表のとおりです。

作業内容	2月			3月		
	10		20	10		20
1. 現状の把握・分析						
(1) 高島市の概況と上位計画の整理	←→					
(2) 駅舎及び駅周辺地区の現況分析		←→				
(3) 交通弱者等のニーズの把握		←→				
2. 重点整備地区の設定			←→			
3. 特定経路等の検討			←→			
4. 駅舎及び駅周辺の総点検実施			←→			
5. 整備課題の抽出				←→		
6. 基本構想の策定				←→	←→	
7. 庁内関係及び関係機関との協議・調整		○		○		○
8. 基本構想策定協議会	○ 第1回 2/3		○ 第2回 2/24			○ 第3回 3/30
■報告書のまとめ						←→

３．高島市の概要

３－１　位置と地勢

本市は滋賀県の北西部に位置し、面積は約 511km^2 です。総人口は約５万４千人となっています。市の東部は琵琶湖に、南西部は比良山地を境に志賀町と大津市及び京都府に、北西部は饗庭野、野坂山地を境に福井県に接しています。気候は日本海側に近いため、冬期は厳しく、積雪の多い日本海型気候となっています。

３－２　沿革

水利に恵まれた湖畔で人が住みやすい環境であったため、古来より人が定住し、縄文時代や弥生時代の遺跡も多く出土しています。また、京都・奈良の都と北陸を結ぶ交通の要衝として栄え、陸上交通としては比叡・比良山麓を湖畔に沿って走る西近江路や鯖街道と呼ばれる若狭街道が主となってきました。また、湖上交通は海津、今津が湖北三港のうちの二つとして港町や宿場町が発展してきました。

３－３　人口

平成 17 年（2005 年）の本市の人口は 53,946 人です。直近の５年間をみると、県全体では増加しているものの、高島市は約３％の減少となっています。また、旧町別にみると、旧新旭町で増加しているものの、その他は横ばいもしくは減少しています。最も減少しているのは旧朽木村です。

表３－１　人口の経年変化　　単位：人

	平成２年（1990年）	平成７年（1995年）	平成12年（2000年）	平成17年（2005年）	平成12～17年の伸び率
旧マキノ町	6,403	6,377	6,210	6,204	100%
旧今津町	12,855	13,190	13,921	13,593	98%
旧朽木村	2,616	2,603	2,625	2,310	88%
旧安曇川町	13,836	14,624	14,489	13,782	95%
旧高島町	6,517	7,012	7,138	6,787	95%
旧新旭町	9,805	10,563	11,068	11,270	102%
高島市（高島郡）	52,032	54,369	55,451	53,946	97%
県総人口	1,222,411	1,287,005	1,342,832	1,380,343	103%

資料：国勢調査（平成17年（2005年）は速報値）

年齢別人口構成をみると、平成 17 年（2005 年）の老年人口は 24.04%、年少人口は 13.81%、生産年齢人口は 62.15%となっています。高齢化率は平成 12 年（2000 年）と比較すると 1.76 ポイント上昇し、年少人口の割合は 1.92 ポイント減少しており、少子高齢化の進展が続いている状況です。

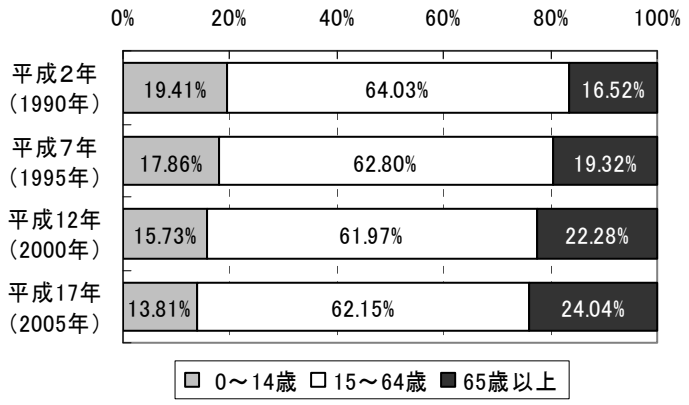

図３－１　年齢３区分別人口

表３－２　年齢３区分人口の割合

	平成２年 (1990年)	平成７年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)
0～14歳	19.41%	17.86%	15.73%	13.81%
15～64歳	64.03%	62.80%	61.97%	62.15%
65歳以上	16.52%	19.32%	22.28%	24.04%

資料：国勢調査（平成17年のみ住民基本台帳平成17年９月30日データ）

高齢者の人口をみると、平成 17 年（2005 年）は 13,458 人です（平成 17 年（2005 年）データは住民基本台帳）。また、平成２～12 年（1990～2000 年）の 10 年間で、3,759 人増加しています。

表３－３　年齢３区分人口　　単位：人

	平成２年 (1990年)	平成７年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)
0～14歳	10,098	9,712	8,720	7,730
15～64歳	33,316	34,146	34,361	34,797
65歳以上	8,595	10,503	12,354	13,458

資料：国勢調査（平成17年のみ住民基本台帳平成17年９月30日データ）

３－４　交通

(1)道路の状況

本市には、国道 161 号（安曇川駅周辺地域）、303 号、367 号があり、国道 161 号が京阪神地域・北陸地域を結び、国道 303 号が福井県若狭町、さらに国道 367 号が大津市・京都市を結んでいます。平成 17 年（2005 年）８月から湖西道路の無料化により、国道161号による京阪神地域へのアクセス性が向上しています。

また、主要地方道として、小浜朽木高島線、太田安井川線などが走っているほか、琵琶湖沿岸を周遊する湖周道路などの一般県道や市道があります。

(2)鉄道・バスの状況

鉄道については JR 湖西線が昭和 49 年（1974 年）の開通以来、重要な交通手段となっています。また、平成 18 年（2006 年）秋には北陸本線長浜駅から湖西線永原駅間の直流化による琵琶湖環状線の実現が予定しています。市域内にはマキノ駅、近江中庄駅、近江今津駅、新旭駅、安曇川駅、近江高島駅の６駅があります。

バスについては JR バス、近江バス、江若バス、湖国バス、京都バスが運行しているが、自家用車の利用増加などに伴いバス利用者は減少しているため、多くは高齢社会に対応した地域内連携を図るための本市の自主運行バスとなっています。

３－５　公共交通機関の利用状況（鉄道）

本市内にある鉄道駅の乗降客数をみると、計画対象駅である安曇川駅は平成 16 年（2004 年）に 4,182 人となっており、市内で最も多い近江今津駅の 5,476 人について多い状況です。また、経年変化をみると、マキノ駅・近江中庄駅・新旭駅・近江高島駅ではやや増加もしくは横ばいの傾向にあるものの、近江今津駅・安曇川駅では減少の傾向がみられます。

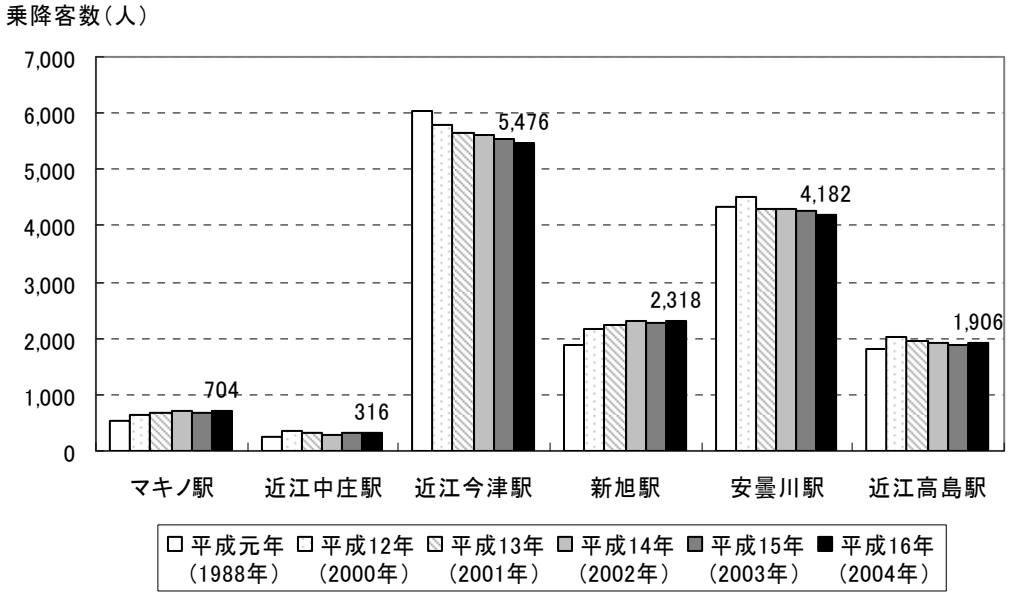

図３－２　乗降客数の推移

表３－４　乗降客数の推移　　単位：人

	マキノ駅	近江中庄駅	近江今津駅	新旭駅	安曇川駅	近江高島駅
平成元年(1988年)	544	262	6,054	1,892	4,328	1,824
平成12年(2000年)	650	342	5,798	2,178	4,526	2,034
平成13年(2001年)	680	316	5,660	2,244	4,316	1,972
平成14年(2002年)	696	298	5,600	2,294	4,290	1,916
平成15年(2003年)	692	304	5,528	2,258	4,268	1,886
平成16年(2004年)	704	316	5,476	2,318	4,182	1,906
平成12～16年の増減数	160	54	-578	426	-146	82

３－６　主な地域資源

本市は古来より北陸と日本の都をつなぐ交通の要衝であったため、鴨稲荷山古墳をはじめとする遺跡、白鬚神社などの歴史ある神社仏閣が多く、歴史文化資源に恵まれています。そして、計画対象駅の近辺には日本における陽明学の祖といわれる中江藤樹などの著名な学者を輩出しており、その功績を伝える施設が整備されています。

また、恵まれた自然環境を活かして西びわ湖ペーロン大会、びわ湖ミニトライアスロン大会などのイベントが開催され、京阪神地方などからも観光客が多く見られます。また、スキー場や水泳場も多く立地しており、「マキノサニービーチ」「マキノピックランド」「マキノ高原」「家族旅行村ビラデスト今津」「グリーンパーク想い出の森」「びわ湖こどもの国」「ガリバー青少年旅行村」「新旭風車村」「水鳥観察センター」など、地域資源を活かした多様な施設も整備されています。

４．重点整備地区等の設定

４－１　特定旅客施設の設定

高島市の旅客施設のうち（既に策定済みの近江今津駅を除く）、特定旅客施設の要件を満たす施設は「JR 安曇川駅」です。

「JR 安曇川駅」は、安曇川地域の中心的な旅客施設であり、周辺には高齢者、障害のある人を含む不特定多数の人々が利用する主要施設が多く分布しています。

安曇川駅周辺は、安曇川地域の玄関口として、また地域の中心市街地活性化や観光振興の拠点としての機能更新が強く望まれており、安曇川地域の将来像を実現する上で重要な要素となっています。

よって、本構想では、「JR 安曇川駅」を特定旅客施設として位置づけ、重点整備地区を設定します。

参考：特定旅客施設の要件

以下のいずれかの要件に該当する旅客施設
① １日の乗降客数が５千人以上の施設
② 当該市町村の高齢化等の地域状況からみて、高齢者、身体障害者の利用数が①の旅客施設と同等以上の施設
③ 徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要が特に高いと認められる施設

JR 安曇川駅の１日の利用者数は、5,000 人未満ですが（平成 16 年度（2004 年度））、交通バリアフリー法施行令第１条第２号イに規定する高齢化率の状況からみて、高齢者の利用者数を検討しますと、

１．利用者数 5,000 人の場合の高齢者利用者数
5,000 人×全国の高齢者割合 20.18％≠1,009 人
（2,578 万人/12,773 万人：平成 18 年（2006 年）１月１日総務省統計局から）

２．JR 安曇川駅の高齢者利用者数（平成 16 年度（2004 年度））
１日当たりの平均利用者数×市の高齢者割合
4,182 人×24.18％≠1,011 人
（13,536/55,982：平成 18 年（2006 年）１月１日住民基本台帳データから）

1,011 人＞1,009 人

したがって、JR 安曇川駅の高齢者利用者数は、高齢化率を検討しますと、5,000 人以上の利用者数の旅客施設と同程度と認められ、交通バリアフリー法施行令第１条第２号イに規定する「特定旅客施設」の要件に該当するものと考えられます。

※　「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令第１条第２号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び身体障害者の人数の算定に関する命令」第１条第２項の既定により、高齢者の割合を求める人口は、官報で公示された最近の国勢調査の結果、またはこれに準じる人口調査の結果によることとされています。

平成 17 年（2005 年）10 月に国勢調査が実施され、策定日現在、速報値として要計表による男女別人口等が公表されていますが、年齢別人口が未確定であり、平成 12 年（2000 年）10 月実施の国勢調査の人口を用いるには、相当の年数が経過しており、実情にそぐわないことから、策定日近況の住民基本台帳人口等を用いることにより、高齢者の割合を求めることとします。

４－２　重点整備地区と特定経路の設定

(1) 重点整備地区の設定

JR 安曇川駅を中心とした範囲において、以下の３つの要件を満たす地区を重点整備地区として設定します。

① JR 安曇川駅から徒歩圏内において、高齢者、身体障害者等が日常的に利用する主要な施設を含む地区（施設要件）
② 移動円滑化のための事業が特に必要である地区（課題要件）
③ 事業を行うことが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切である地区（効果要件）

表４－１および図４－１に示すように、JR 安曇川駅の徒歩圏内（概ね 500ｍ～１㎞）には、官公庁施設、福祉施設等の高齢者、障害のある人が日常的に利用する主要な施設が多く分布します。

公共交通機関を主要な交通手段とする移動制約者が、主要な施設まで安全に移動できるようにするためには、JR 安曇川駅から各主要施設までの移動経路をバリアフリー化することが特に重要です。

また、安曇川地域の重要課題である中心市街地活性化や観光振興を図る上で、JR 安曇川駅の機能更新にあわせて高齢者、障害のある人等を含むすべての人々が安全かつ快適に回遊できる歩行空間を確保することが望まれます。

そのため、本構想では、上記の３要件を勘案し、徒歩圏内の主要な施設を含む図４－１に示すエリアで重点整備地区を設定します。

(2) 特定経路の設定

本構想で対象とする事業は、JR 安曇川駅と主要な施設を結ぶ特定経路※において、高齢者、障害のある人等の円滑な移動を確保するための事業です。

財政状況が厳しい中で、重点整備地区内のすべての経路を対象に事業を実施することは困難であり、重点的かつ一体的な整備により、早期に十分な効果を発揮できる経路を設定した上で、その経路を中心に各種の取り組みを集中させることが重要です。

※　特定経路とは、特定旅客施設および当該特定旅客施設と「高齢者、身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設、その他施設で特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われる施設」との間の経路を指す。

表４－１　主要施設の分布状況

種　別	施　設　名	JR 安曇川駅からの距離		
		0～500m	～1.0km	～1.5km
官公庁施設	高島市安曇川支所		○	
	安曇小学校		○	
	安曇川中学校		○	
	総合体育館		○	
	安曇川郵便局	○		
	ハローワークあどがわ	○		
福祉施設等	デイサービスセンター		○	
	老人福祉センター		○	
文化施設	図書館			○
	文化芸術会館		○	
	藤樹の里・ふれあいセンター		○	
	中江藤樹記念館			○
	藤樹書院			○
商業施設	平和堂	○		
	中央通り商店街	○		
医療施設	各種医院	○		
その他	道の駅あどがわ		○	
	JA 西びわこ	○		
	雲平硯			○
	藤樹神社			○

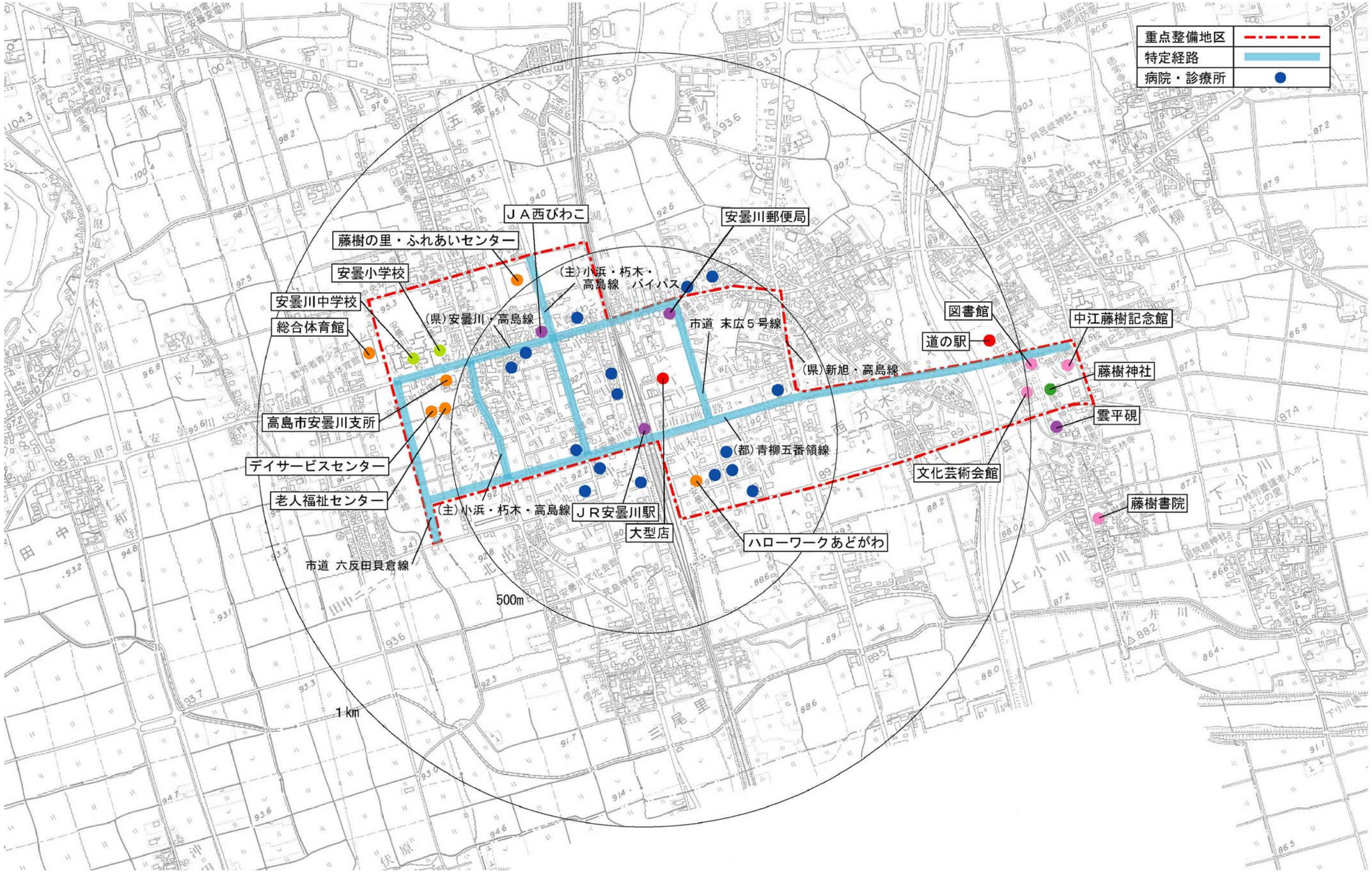

図４－１　重点整備地区と特定経路

５．重点整備地区の現況と課題

５－１　ヒアリング調査

⑴ ヒアリング調査の概要

利用者のニーズを把握するため、ヒアリング調査を実施しましたが、その内容は次頁以下の通りです。

高島市交通バリアフリー基本構想ヒアリングシート【利用者】

◆ 基本構想の対象となる『安曇川駅』と『同駅と主要施設を結ぶ経路（特定経路）』における、バリアフリー化に関する課題、要望などについての意見をお聞かせください。

【安曇川駅】

◆ 安曇川駅で望まれるバリアフリー対策で重要と思われるもの上位３つを挙げてください。

1．駅構内におけるエレベーターの設置

2．身体障害者用トイレの設置

3．身体障害者駐車場から、駅に行く道の雨・雪対策

4．車を降りてから、また商店街に行く道の雨・雪対策

5．心のバリアフリーの充実、ハード面の整備よりソフト面の整備

6．ガイドヘルパー的な方の導入

【安曇川駅と主要施設を結ぶ経路】

◆ 別添の図面（特定経路・素案）において、日常の移動で支障をきたす場所に○印と番号を付け、その内容について下記にご記入ください。

※ 特定経路（素案）以外の場所で問題箇所があればあわせてご記入ください。

場所（番号）	支障の内容
①安曇川駅 東広場	段差がなく雨・雪のかからない道に整備をして欲しい。

【自由意見】

◆ 基本構想策定にあたりご意見ご要望などをご記入ください。

点字ブロックは、その場所に行って初めて効力を発揮するものである。山の上にある施設に点字ブロックが整備されていても、そこにたどり着くまでの手段がない場合がある。
音響式信号機も住民のモラルが高まらなければ設置の意味が薄れる。
形にとらわれず真に必要なものを厳選し、心がこもった皆にとって価値あるソフト面が充実した基本構想にして欲しい。

記入者	ご氏名（団体名）大地作業所

高島市交通バリアフリー基本構想ヒアリングシート【利用者】

◆ 基本構想の対象となる『安曇川駅』と『同駅と主要施設を結ぶ経路（特定経路）』における、バリアフリー化に関する課題、要望などについての意見をお聞かせください。

【安曇川駅】

◆ 安曇川駅で望まれるバリアフリー対策で重要と思われるもの上位３つを挙げてください。

1．駅構内におけるエレベーターの設置
2．駅構内のトイレ拡幅整備、とくに身体障害者対応トイレの設置
3．ガード下の駐輪場区画柵の整備、区画外駐輪禁止標示等の対策
4．駅構内外の雨漏れ防止および水溜り箇所の解消
5．歩道に乗り上げる低堰石箇所のスロープ化等、段差水溜りの解消
6．荷物預かりロッカーの設置
7．ガード下での到着電車待ち自動車に対する安全注意の喚起

【安曇川駅と主要施設を結ぶ経路】

◆ 別添の図面（特定経路・素案）において、日常の移動で支障をきたす場所に○印と番号を付け、その内容について下記にご記入ください。

※ 特定経路（素案）以外の場所で問題箇所があればあわせてご記入ください。

場所（番号）	支障の内容
① 小浜朽木高島線 市道末広５号線	道路に沿う水路上の歩道の平坦性への配慮、特にグレーチングと路面の高低差が多く見られるため、安全歩行のため修復を望む。
② 青柳五番領線	積雪時における歩道の除雪。 駅の南、東西道路の両側の歩道一凍結して危険

【自由意見】

◆ 基本構想策定にあたりご意見ご要望などをご記入ください。

・高齢化率が高いうえ、通勤時間帯以外には交通弱者の利用が多い。また高島病院、大津日赤など病院に通う高齢者の利用が多いことから、エレベーターの設置を優先的に実施していただいたく強く要望する。

・湖西線各駅に比較して利用客が多いが、駅構内外がどこか雑然としている。公共交通機関を利用する者の利便性、安全性、快適性が確保された駅であるように望む。

記入者	ご氏名（団体名）高島市老人クラブ連合会　安曇川支部

ご協力ありがとうございました。

高島市交通バリアフリー基本構想ヒアリングシート【利用者】

◆ 基本構想の対象となる『安曇川駅』と『同駅と主要施設を結ぶ経路（特定経路）』における、バリアフリー化に関する課題、要望などについての意見をお聞かせください。

【安曇川駅】

◆ 安曇川駅で望まれるバリアフリー対策で重要と思われるもの上位３つを挙げてください。

1．障害者用トイレに、大人のおむつかえベットが欲しい。

2．西口のロータリーを少し削り、障害者用の車が駐車できるスペースを確保して欲しい。

3．エレベーターはストレッチャーが入るよう、広くして欲しい。

【安曇川駅と主要施設を結ぶ経路】

◆ 別添の図面（特定経路・素案）において、日常の移動で支障をきたす場所に○印と番号を付け、その内容について下記にご記入ください。

※ 特定経路（素案）以外の場所で問題箇所があればあわせてご記入ください。

場所（番号）	支障の内容

【自由意見】

◆ 基本構想策定にあたりご意見ご要望などをご記入ください。

・安曇川町周辺１ｋｍを完全バリアフリー化にし、段差を無くして車イスが自由に安全に通行できるようにして欲しい。

・新旭養護学校がある新旭駅、お年寄りや障害患者の利用が多い高島病院のある近江高島駅にもエレベーターが必要。誰にでも優しい交通機関を目指し、全駅にエレベーターを今後設置して欲しい。

・障害者用トイレに、大小の便器があると、子供から大人まで使える。

・トイレの便器は、角ではなく両側に介助しやすいスペースが必要。

・駅、平和堂などの身障者用の駐車場に一般の車がいつもとまっている。
雨の時など車いすを押すため、かさもさせずに、介助者も本人もずぶぬれになる。何のための駐車場か。どうして広いスペースがいるのかをもっと一般の人にわかってほしい。

・駅の駐車場から屋根をつけて、雨・雪の日かさをささなくてもいいようにしてほしい。

・他の駅にも障害者用トイレを。
身体障害者だけでなく、男の子を母親が介助することはよくある。

記入者	ご氏名（団体名）新旭養護学校

ご協力ありがとうございました。

高島市交通バリアフリー基本構想ヒアリングシート【利用者】

◆ 基本構想の対象となる『安曇川駅』と『同駅と主要施設を結ぶ経路（特定経路）』における、バリアフリー化に関する課題、要望などについての意見をお聞かせください。

【安曇川駅】

◆ 安曇川駅で望まれるバリアフリー対策で重要と思われるもの上位３つを挙げてください。

1．出入り口ドアーを手動・引き戸に

2．身障者駐車場を屋根のある所に

3．エレベーターおよび身障トイレの設置（オストメイト：大人のオムツ交換のベッド）

【安曇川駅と主要施設を結ぶ経路】

◆ 別添の図面（特定経路・素案）において、日常の移動で支障をきたす場所に○印と番号を付け、その内容について下記にご記入ください。

※ 特定経路（素案）以外の場所で問題箇所があればあわせてご記入ください。

場所（番号）	支障の内容

【自由意見】

◆ 基本構想策定にあたりご意見ご要望などをご記入ください。

特にこのような協議会の委員には、当事者の意見を聞くことが大切です。
（当事者団体があります）

記入者	ご氏名（団体名）湖西障害者生活支援センターほろん

ご協力ありがとうございました。

表4－2 各種団体に対するヒアリングまとめ

記入者		滋賀県立新旭養護学校	大地作業所	湖西障害者生活支援ｾﾝﾀｰ	老人クラブ連合会安曇川支部
安曇川駅ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ対策	①	**身障者用トイレ** 大人のオムツ変えベッドの設置 大人から子供まで使える大小便器の設置 便器両側への介助スペースの確保	**身障者用トイレ**	**身障者用トイレ** 大人のオムツ変えベッドの設置 オストメイトの設置	**身障者用トイレ** トイレの拡幅と身障者用トイレの設置
	②	**身障者用駐車場** 西口ロータリーを部分的に駐車場へ転用	**身障者用駐車場** 雨・雪対策	**身障者用駐車場** 屋根のある場所への設置	
	③	**エレベーターの設置** ストレッチャー利用可能な面積の確保	**エレベーターの設置**	**エレベーターの設置**	**エレベーターの設置**
	④	**駅から駐車場までの雨・雪対策**	**駅から商店街までの雨・雪対策**		
	⑤		**心のﾊﾞﾘｱﾌﾘｰの充実** ハード面よりソフト面の整備		
	⑥		**ガイドヘルパーの導入**		
	⑦			**出入りロドア** 手動・引き戸の設置	
	⑧				**駅構内外の雨漏れ防止水溜り解消**
	⑨				**荷物預かりロッカーの設置**
駅と主要施設を結ぶ特定経路	①		**駅前広場** 段差の解消		**駅前広場** スロープ設置等による段差の解消
	②				**歩道の平坦性の配慮** 特に水路上にグレーチングを設置した歩道における段差解消
	③				**積雪時における歩道の排雪** （都）青柳五番領線との交差点付近の歩道で凍結
自由意見		車イスの安全な通行可能な駅周辺1km以内のバリアフリー化。 養護学校がある新旭駅、高島病院のある近江高島駅をはじめ、最終的には市内全駅にエレベーター・身障者用トイレの設置が必要。 駅や駅周辺大型商業施設で身障者用駐車場を一般客が常に利用している。身障者専用であることの周知徹底。	真に必要なものを厳選して、価値あるソフト面が充実した基本構想の策定。	当事者の意見を聞くことが重要。	通院のため、高齢者の利用が多い。エレベーターの設置を優先的に実施していただきたいことを要望。 利便性・安全性・快適性が確保された駅であることが大切。 高架下駐輪場区画柵の整備、区画外駐輪禁止表示の設置。 高架下の送迎のための駐停車に対する安全注意。

５－２　現地調査

(1) 現地調査の方針

以下の方針に基づき、重点整備地区内の特定旅客施設および特定経路を対象に、利用者および事業者の代表である「高島市交通バリアフリー基本構想　策定協議会委員」に加え、車椅子利用者および視覚障害者の参加協力による現地調査を実施しました。

◯それぞれ異なった移動制約を持つ人、移動制約のない人、利用者および事業者等の全ての当事者による点検の機会を持ちます。
◯障害のある人や高齢者等の移動特性、困難さに対する共通体験の機会を持ち、当事者の視点でチェックします。
◯全ての当事者の参加による現地調査は、時間的な制約から JR 安曇川駅および周辺の特定経路を中心に行い、現地調査後、「良い点」「悪い点」を発表し合うワークショップを実施し、参加者全員の意見を共有します。
◯その他の特定経路については、策定協議会事務局が別途調査します。

(2) 現地調査の概要

特定経路を中心に、移動に係るバリアの実態を把握するため、現地調査を行いました。調査範囲のうち、JR 安曇川駅および周辺の特定経路については、策定協議会委員等の参加の下で行い、現地調査後にワークショップ形式で調査結果の発表を行いました。

① 調査日

平成 18 年（2006 年）２月 20 日（月）

※事務局による他の特定経路等に対する補足調査は、平成 18 年（2006 年）３月中に別途実施しました。

② 現地調査写真

■ＪＲ安曇川駅駅舎・駅前広場

駅舎入口

券売機

トイレ出入口

中２階への階段

階段手摺り

プラットホーム待合室

西口駅前広場駐車場

駅から東口駐車場へのアクセス

■(都)青柳五番領線　～(主)小浜・朽木・高島線

びわこ銀行交差点

農地との段差（柵なし）

歩道切り下げ部

水路（蓋なし）

ファミリーマート出入口

交差点隅切り部

狭い歩道部

歩道・ガードレールなし

■(県)安曇川・高島線～市道末広５号線

安曇小学校前歩道

安曇川支所へのアクセス

ふれあいセンターへのアプローチ

ふれあいセンター出入口

新県道との交差点（北側から）

新県道との交差点（西側から）

市道末広５号線との交差点

市道末広５号線（安曇川郵便局前）

５－３　タウンウオッチングの結果まとめ

① 駅舎

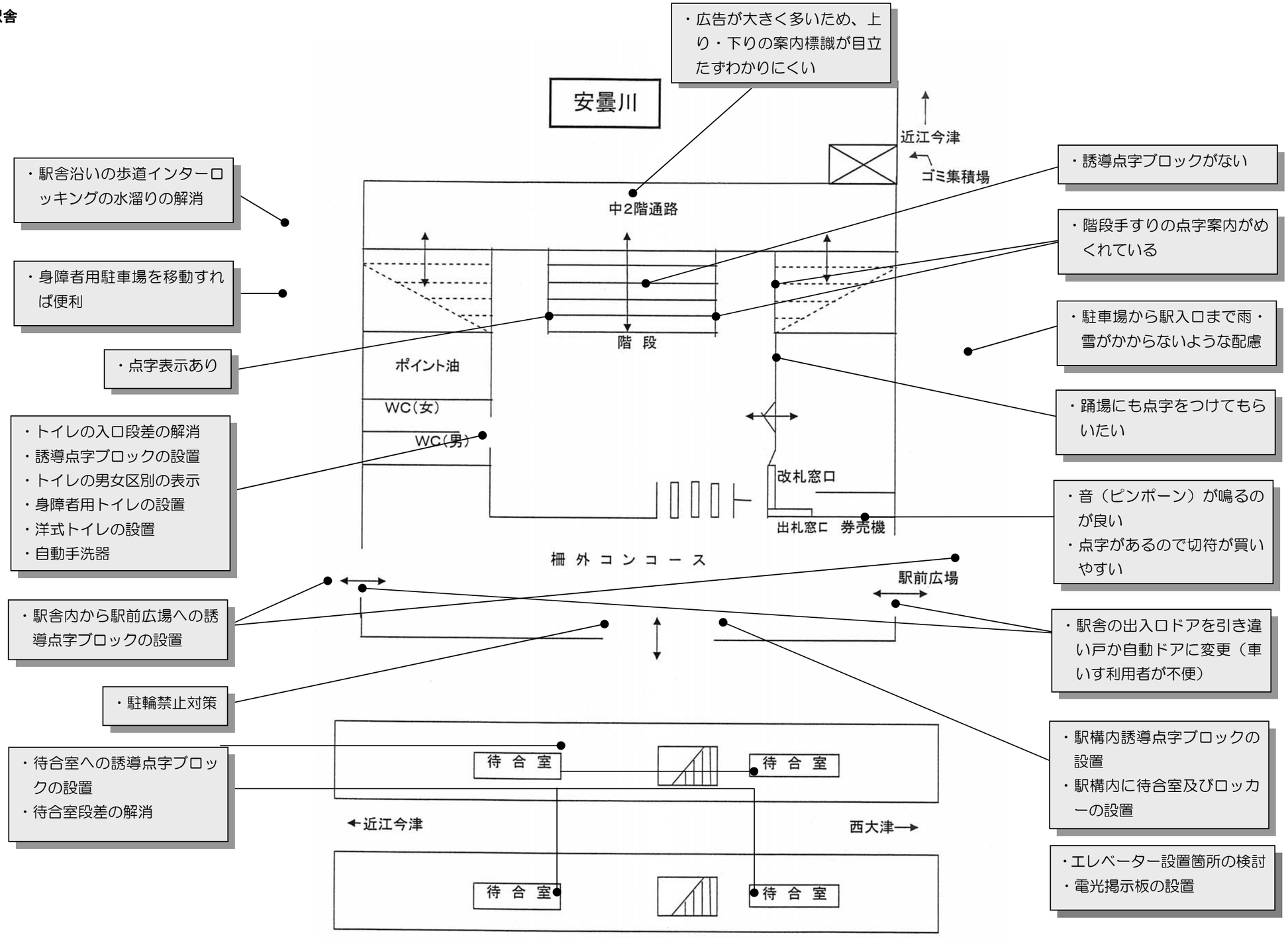

② 駅前広場

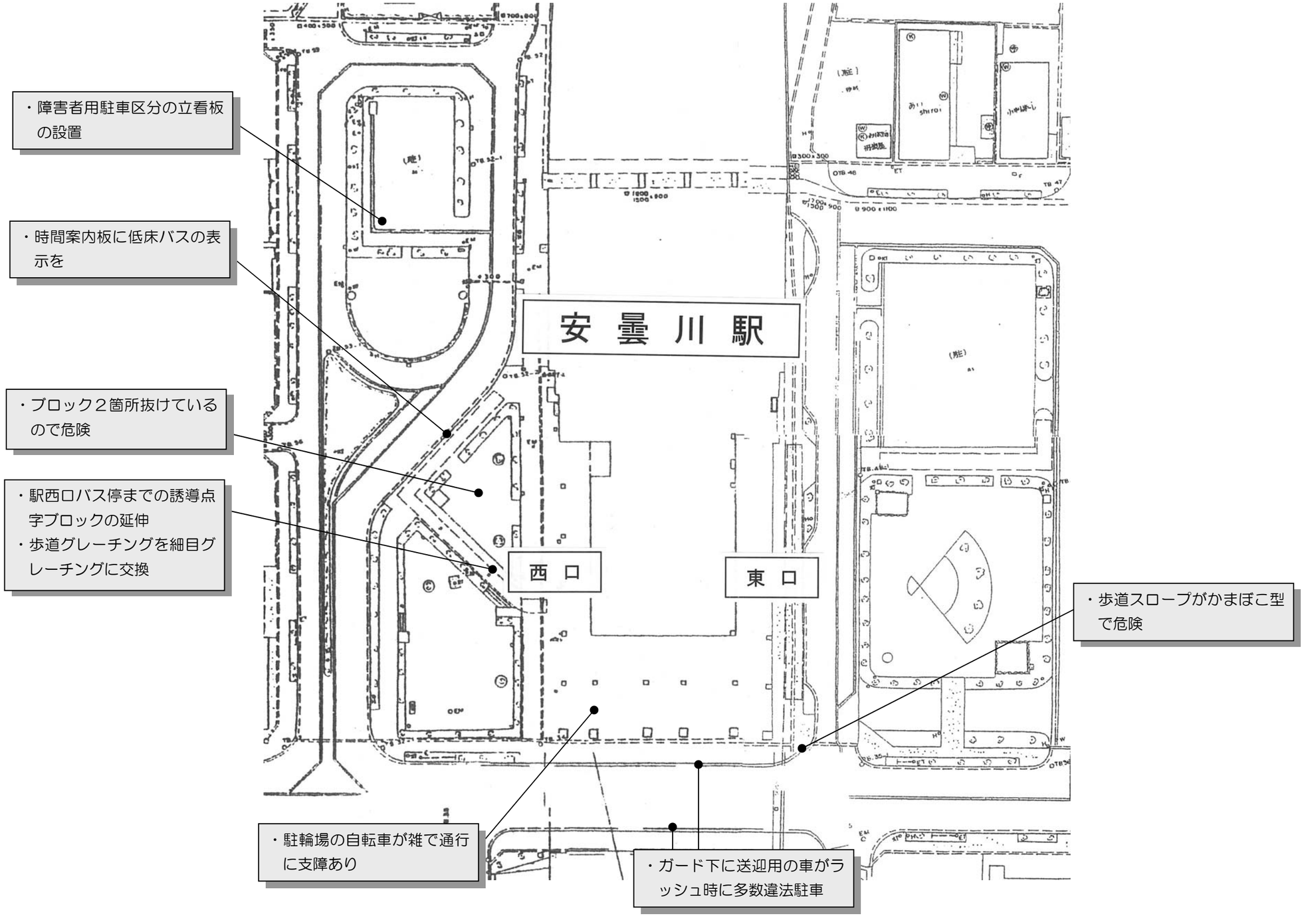
・障害者用駐車区分の立看板の設置
・時間案内板に低床バスの表示を
・ブロック２箇所抜けているので危険
・駅西口バス停までの誘導点字ブロックの延伸
・歩道グレーチングを細目グレーチングに交換
・駐輪場の自転車が雑で通行に支障あり
・ガード下に送迎用の車がラッシュ時に多数違法駐車
・歩道スロープがかまぼこ型で危険
安曇川駅
西口
東口

③ 道路（特定経路）

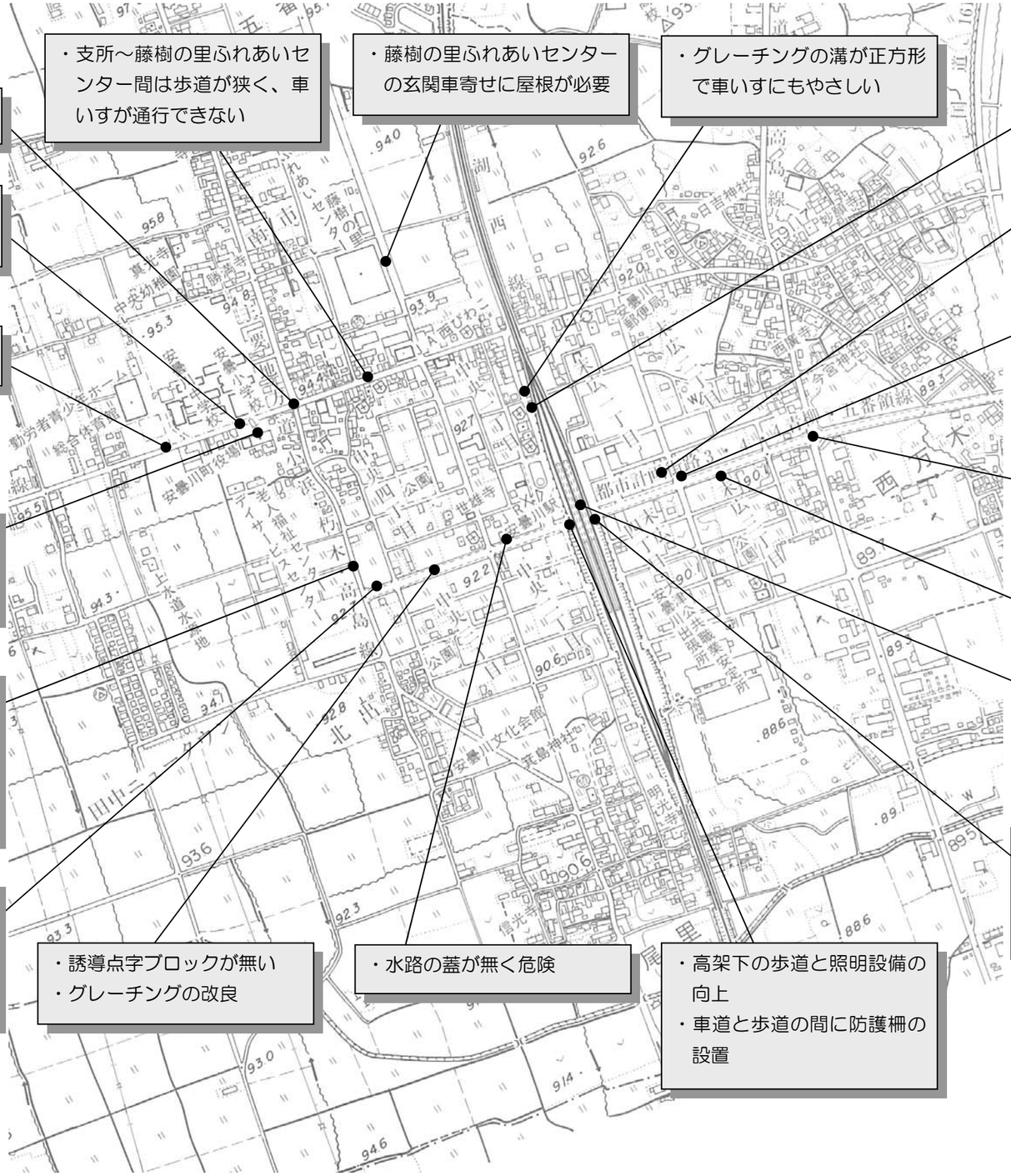

・音響式信号機の設置

・支所～藤樹の里ふれあいセンター間は歩道が狭く、車いすが通行できない

・藤樹の里ふれあいセンターの玄関車寄せに屋根が必要

・グレーチングの溝が正方形で車いすにもやさしい

・城山宅～山本医院までの歩道整備
・歩道終点に照明ポールがあり邪魔

・安曇川小学校東側の歩道拡幅

・歩道が狭い

・支所周辺には歩道が無い

・びわこ銀行の信号機の改良（音響式など）
・不法駐車が多い
・農地との間に転落防止策

・音響式（ピヨピヨ）信号機に変更してほしい

・支所構内の歩車道の分離を明確に
・視覚障害者用案内が必要

・農地との間に転落防止策

・県道安曇川・高島線の歩道が狭い（車いすが通行できない）
・電柱２本が歩行者の邪魔になる

・全般的にガイドヘルパーが駅に常駐すべきである（車いす、視覚障害者のために）駅～公共施設間

・ファミリーマート前の歩道の段差解消
・歩道の凹凸の改善
・歩道ブロックの水溜り解消

・横断歩道に音響式か点字ブロックの設置
・信号が無い
・水溜りが多く歩きにくい

・誘導点字ブロックが無い
・グレーチングの改良

・水路の蓋が無く危険

・高架下の歩道と照明設備の向上
・車道と歩道の間に防護柵の設置

５－３　整備課題の抽出

現地調査結果および利用者ヒアリング調査結果より、整備課題を整理すると以下のようになります。

施設等	構成部分	整備課題	参考：移動円滑化基準	
JR 安曇川駅	駅前広場と駅舎との出入口・戸	（特になし）	有効幅員	90cm 以上（場合により 80cm 以上）
		・容易に開閉できる戸の設置（自動式の引き戸等） ・呼び出しベルの設置	構造	容易に通過できる構造、段差なし（スロープ）、点字案内板
	公共用通路	・誘導点字ブロックの設置	有効幅員	140cm 以上（場合により 120cm 以上）
			構造	容易に通過できる構造、段差なし（スロープ）
	券売機	（特になし）	構造	移動制約者対応（１以上設置）、案内標識の設置
	休憩設備	・駅構内での待合室の設置		
	運行情報提供設備	・電光掲示板の設置	構造	文字・音声による運行情報提供
	改札口	（特になし）	出入口有効幅員	80cm 以上
		・（点字）案内板の設置	構造	（点字）案内板
	トイレ	（特になし）	出入口有効幅員	80cm 以上
		・段差の解消（スロープの設置等） ・便所の車椅子使用者、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造への改良（手摺り付き腰掛け便座の設置、円滑な利用に適した水洗器具の設置等） ・（バリアフリー化された便房、便所の設置に伴う）案内標識の設置	構造	移動円滑化された経路（w=140cm 以上）に接続、滑りにくい仕上げ、１以上の男子用床置式小便器（手摺り併設）の設置、点字案内板の設置、段差なし（スロープ）、手摺り付き腰掛け便座の設置、円滑な利用に適した水洗器具の設置、案内標識の設置、容易に開閉して通行できる構造、車椅子対応
	便座	・車椅子使用者その他高齢者、身体障害者の円滑な利用に適した構造を有する便房の設置	出入口有効幅員	80cm 以上
			構造	容易に開閉して通行できる構造、車椅子対応
	階段	・手摺りの改善（端部の巻き込まない構造化、手摺りの二段手摺り化、広幅員階段の中央部への設置等）	構造	両側手摺りの設置（両端に点字で行き先情報）、周り段なし、滑りにくい仕上げ、路面端部と周囲の色の明度の差別化、段鼻の突き出しなし（つまずきにくい）、両側立ち上がり部の設置（壁面の場合を除く）、上端・下端の通路に点状ブロックの敷設
	スロープ	・（エレベーター・エスカレータが設置されない場合）（特になし）	有効幅員	120cm 以上（段併設なら 90cm 以上）
			勾配	12 分の１以下（高さ 16cm 以下なら８分の１以下）
			踊り場	高さ 75cm 以内毎に 150cm 以上

施設等	構成部分	整備課題	参考：移動円滑化基準	
JR 安曇川駅	エレベーター	・主動線から認識しやすいエレベーターの設置（防犯カメラ付き等）	出入口有効幅員	80cm 以上
			内法有効幅員	140cm 以上
			内法奥行有効幅員	有効幅 135cm 以上
			構造	鏡の設置、出入口の戸にガラス窓の設置、手摺りの設置、開閉時間延長機能、文字・音声案内、車椅子用操作盤、操作盤に点字
			ロビー有効幅員および奥行	150cm 以上
			ロビーの構造	音声案内、案内標識の設置
	エスカレータ	（特になし）	有効幅員	80cm 以上
			構造	上下専用、昇降口は３枚以上水平、車椅子対応、階段端部と周囲の色の明度の差別化、くし板の端部と踏み段の色の明度の差別化、車椅子対応、上端・下端に点状ブロックの敷設、付近に標識の設置
	プラットホーム	・待合室との段差の解消（スロープの設置等） ・待合室への視覚障害者誘導用ブロックの設置	横断勾配 構造	標準１％以下 車椅子乗降設備（１以上）と案内、滑りにくい仕上げ、転落防止設備（ホームドア、視覚障害者誘導用ブロック）の設置、列車の接近を警告する文字・音声装置（ホームドア等を設置する場合は適用しない）
	ホームと車輌	（特になし）	車輌との間隔	できるだけ小さく（大きい場合は警告設備）
			車輌との段差	できるだけ平に
	車輌	・全列車での車椅子対応の実現（車椅子スペースの確保等） ・車椅子乗車位置（車輌）の自由化 ・ホームからの転落防止設備の設置	乗降口有効幅員 乗降口の構造 通路の有効幅員	80cm 以上（１列車毎に１以上） 開閉時に音声案内、段がある場合は路面端部と周囲の色の明度の差別化 80cm 以上（車椅子スペース～トイレ）
			構造	滑りにくい仕上げ、手摺りの設置、車椅子スペースの確保（１列車毎に１以上）、文字・音声による運行情報
			連結部の構造	ホームからの転落防止設備の設置（ホームに転落防止設備がある場合は除く）
			車輌側面の構造	行き先・種別の表示
	その他	・視覚障害者誘導用ブロック上への案内板等の設置の禁止 ・知的障害者等へのきめ細かな対応		

施設等	構成部分	整備課題	参考：移動円滑化基準	
駅前広場（西側）	歩道等	・視覚障害者誘導用ブロックの改良・延伸（JIS 規格の大きさで黄色いブロックを適正に配置する等） ・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改善（横断歩道接続部での平坦部分の確保や歩道すりつけ区間の縦断勾配改善等） ・グレーチングの改良による歩道有効幅員内の円滑性向上		※「道路」の基準を適用
			視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの敷設（「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同開設」への適合等）
	その他	・広場内のインターロッキングブロックの修繕 ・身体障者駐停車スペースへの立て看板の設置 ・西口バス停時刻表の低床バスの点字表示		
駅前広場（東側）	歩道等	・視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格の大きさで黄色いブロックを適正に配置する等） ・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改善（横断歩道接続部での平坦部分の確保や歩道すりつけ区間の縦断勾配改善等）		※「道路」の基準を適用
			視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの敷設（「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同開設」への適合等）
	その他	・歩行者の安全・快適な移動動線の確保（身体障害者駐停車スペースからの動線の改良や、一般車両駐停車スペースから駅舎までの庇の設置等）		
道路	歩道等	・歩道等の新設、拡幅 ・側溝の改良による歩道有効幅員内の円滑性向上（新たな蓋がけや蓋のがたつき解消、グレーチングの細目化等） ・沿道宅地・農地とのレベル差への配慮（転落防止柵の設置、沿道敷地側での配慮の要請等） ・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改良（横断歩道接続部での平坦部分の確保や歩道すりつけ区間の縦断勾配改善等） ・路面舗装の改良（整備不良箇所への対応や水溜解消などの適切な維持管理等） ・路面の横断勾配（蒲鉾状断面）の改良 ・車両乗り入れ部のすりつけ勾配の改良（セミフラット構造への転換等による歩車道間の高低差そのものの改善等） ・歩行者安全対策の実施	有効幅員	歩道：2.0～3.5m 以上、自歩道：3.0～4.0m 以上（道路の区分に応じ）
			勾配	縦断勾配５％以下（やむを得ない場合は８％以下） 横断勾配１％以下（やむを得ない場合は２％以下）
			高さ	車道から５cm 以下を基準（縁石は 15cm 以上、横断歩道部は２cm）
			構造	雨水浸透（水はけが良い）、平坦、滑りにくい仕上げ 車道との分離、植樹帯・柵の設置
			車両乗り入れ部 横断歩道に接続する部分	横断勾配１％以下の部分の幅員 2.0m 以上（やむを得ない場合は戸分の間 1.0m 以上） 車椅子が転回可

施設等	構成部分	整備課題	参考：移動円滑化基準	
道路	乗合自動車停留所	・視覚障害者誘導用ブロックの改良および延伸 ・適切な高さの確保（フラット構造およびセミフラット構造の歩道等でのノンステップバスの車両高さに対応した高さへの改良等） ・滞留環境の快適性向上（ベンチの設置等）	高さ	車道から 15cm 以下を基準
			構造	ベンチ、上屋の設置、照明の設置
	その他	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設（ＪＩＳ規格の大きさで黄色いブロックを適正に配置する等）	視覚障害者誘導用ブロック	必要な場合は、誘導用ブロックを設置する。色は黄色等輝度比等の大きい色、必要と認められる箇所に音声による案内設備
		・休憩施設（ベンチ）の設置	休憩施設	ベンチ、上屋の設置
		・消融雪装置の設置	防雪施設	必要な場合には、歩道等に融雪施設、流雪溝または雪覆工を設ける
バス	車両	・全車両でのバリアフリー対応の実現	乗降口の構造	踏み段を容易に識別できる（階段端部と周囲の色の明度の差別化等）、有効幅員 80cm 以上（１車両に１以上）、スロープ板その他車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を有する
			床面	床面の地上面からの高さは 65cm 以下、滑りにくい仕上げ
			車椅子スペース	車椅子スペースを１車両に１以上、車椅子を固定できる設備と車椅子使用者が利用できる位置にブザー等の設備を有する、車椅子スペースに座席を設ける場合は容易に折りたためる構造
			通路	有効幅員 80cm 以上、手摺りの設置
			通行情報提供設備等	次のバス停留所等運行情報を表示する文字・音声装置、車外用放送設備、前面・左面・後面への行き先表示
交通安全施設	信号機等	・必要箇所への信号の設置 ・既設信号機の改良（音響信号機への交換等） ・必要箇所への横断歩道の設置（歩道との連続性の確保等）	信号機の設置	すべての特定経路を構成する道路において音響信号機や高齢者等感応式信号機等の信号機を設置
			信号機の構造	歩行者用青信号の表示を開始したこと、または当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの、高齢者・身体障害者等が通常横断するのに要する時間内に歩行者用信号機が赤信号の表示を開始しないもの
	違法駐車・放置自転車	・違法駐車（歩道乗り上げ等）の取り締まり強化および啓発活動による意識の向上 ・放置自転車（特に視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪）の取り締まり強化および啓発活動による意識の向上		

６．基本理念とバリアフリー化の基本的な方針

６－１　基本理念

これからの高島市においては、子どもから高齢者まですべての人が安全で安心できる生活、ゆとりとうるおいのある生活を実感し、健康で活き活きと暮らすことのできる住環境を創り出すことが求められています。

本基本構想においては、交通バリアフリー法に基づき、高齢者や障害のある人を含むすべての人の、公共交通機関を利用した移動の利便性および安全性の向上の促進を図ることを目指し、特定旅客施設（JR 安曇川駅）および周辺の道路等のバリアフリー化事業を以下の基本理念に基づき、重点的かつ一体的に実施するものとします。

【高島市交通バリアフリー化のコンセプト】

みんなが主役で　すべての人にやさしい　歩いて楽しいまち

基本理念１：すべての人が安全で、かつ円滑に移動できるまち

各種施設で建築物レベルでのバリアフリー化を進めるとともに、各種施設を結ぶ経路でのバリアフリー化を進めることにより、高齢者や障害のある人を含むすべての人が、“安全で、かつ円滑に移動できるまちづくり”を目指します。

基本理念２：すべての人が楽しく歩ける配慮がなされたまち

これからは地域社会や地域活動に楽しく参加することが重要であり、すべての人が積極的にまちに出たくなるようにすることが必要です。そのためには、公共交通機関の旅客施設や道路等の整備に際して、すべての人が楽しめるような快適性向上や、文化施設や商業施設の魅力強化等を図ることにより、“楽しく歩けるまちづくり”を目指します。

基本理念３：すべての人が互いに思いやり、自然に支えあうまち

人にやさしいまちづくりを進めるためには、バリアフリー化に向けた旅客施設や道路等のハードな整備事業だけではなく、住民一人ひとりが必要に応じて手助けし合うことが重要です。そのためには、高齢者や障害のある人に対する理解を深め、“すべての人が互いに思いやり、自然に支えあうまちづくり”を目指します。

６－２　バリアフリー化の基本的な方針

本構想の実現化を図るためには、道路管理者、公共交通事業者、公安委員会等の各事業主体が住民等と協働で、重点的かつ計画的に事業展開していくことが重要です。

そのため、ここでは以下のバリアフリー化の基本方針に基づき、積極的な取り組みを進めていきます。

①高齢者、障害のある人が活き活きと暮らすための支援

高齢者、障害のある人が活き活きと暮らすためには、地域社会や地域活動への参加が重要であり、そのためには気軽に安心して街中に出かけられる環境づくりが重要です。

まずは特定旅客施設（JR 安曇川駅）および特定旅客施設と福祉文化施設間等でのバリアフリー化事業を優先的に進めることが必要です。

②人にやさしい道づくりの推進

特定経路および特定経路以外の道路においても、地域の開発状況や財政状況等を考慮しながらバリアフリー化を進め、人にやさしい道づくりに努めます。

③冬季のバリアフリー対策の実施

高島市は、県内でも有数の積雪地域で、安曇川地域においても山間部ほどの豪雪はないものの、毎年冬季には積雪に見舞われます。積雪は、除雪による堆雪で歩道が利用できなくなったり、凍結により転倒しやすくなる等、雪そのものがバリアになります。積雪時の歩行空間確保に向けた対策に努めます。

④住民参加型のまちづくり

高齢者、障害のある人等の移動制約者が日常的に利用する生活道路や駅及び公共性の高い建築物などの整備にあたっては、利用者としての意見が整備に十分反映されるよう、計画段階から住民参加ができる体制づくりを進めます。

⑤こころのバリアフリー化の推進

高齢者、障害のある人等を含む住民参加による旅客施設や特定経路でのバリアフリー化を進めることは、すべての人の触れあう機会を増加させることになります。

すべての人が互いに思いやり支え合うために重要な『ノーマライゼーション』の理念を広く住民に浸透させるため、高齢者、障害のある人に対する理解を深める“こころのバリアフリー化”の取り組みも推進します。

７．実施すべき事業

７－１　目標年次

『みんなが主役で　すべての人にやさしい　歩いて楽しいまち』を実現するためには、旅客施設および特定経路において、それぞれの整備課題に対する実現化方策が必要となります。

そのため、以下に示す「道路特定事業」「交通安全特定事業」「公共交通特定事業」および「その他の特定事業」を着実に推進し、バリアフリー化を図っていきますが、バリアフリー化の実現は喫緊な課題であるため、**本構想の目標年次は 2015 年度（平成 27 年度）**とします。

なお、整備目標は 2015 年度（平成 27 年度）としますが、人々による利用頻度が高い JR 安曇川駅については、高島市における高齢化率の高さや、現地調査・各種団体ヒアリングからも高齢者・障害のある人を含めた全ての人にとって利用しやすい駅の実現が強く求められており、西日本旅客鉄道㈱との協議を進める中で、出来るだけ早期にバリアフリー化の実現を目指します。

また、他の事業との関連や地元意向の調整等に相当の時間を要すると考えられる事業については、長期的な検討のもとに進めることが必要となるため、2016 年度（平成 28 年度）以降も引き続きバリアフリー化に向けた取り組みを行なうこととします。

７－２　道路特定事業

道路特定事業は、滋賀県および高島市の道路管理者が、本構想の内容に基づき実施する事業であり、「歩道の新設および拡幅」「歩道の平坦性確保」「視覚障害者誘導用ブロックの改良および新設」等を中心とする歩行空間のバリアフリー化を図ることが主な事業内容となります。各事業主体による道路特定事業は以下のとおりです。

① 滋賀県

番号	路　線　名	主　な　事　業　内　容	概ねの整備時期
1	安曇川・高島線	・歩道の確保の検討	時期未定
2	小浜・朽木・高島線	・歩道の確保の検討	時期未定
3	新県道 小浜・朽木・高島線	・視覚障害者誘導ブロックの新設	時期未定

② 高島市

番号	路　線　名	主　な　事　業　内　容	概ねの整備時期
4	(都)青柳五番稜線	・快適な歩道有効幅員の確保（側溝部分の改良等） ・視覚障害者誘導用ブロックの改良・新設 ・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改良（縦断勾配の改良等）	平成 18～19 年度
5	市道六反田貝倉線	・快適な歩道有効幅員の確保（側溝部分の改良等） ・視覚障害者誘導用ブロックの改良・新設 ・交差点部での車椅子が転回可能な構造への改良（縦断勾配の改良等）	平成 18～19 年度
6	市道末広５号線	・快適な歩道の確保の検討	平成 18～27 年度

７－３　交通安全特定事業

交通安全特定事業は、県公安委員会が、本構想の内容に基づき実施する事業であり、「信号機の設置・改善」「横断歩道の設置」「違法駐車の取り締まり」等による特定経路での移動の安全性向上を図ることが主な事業内容となります。

交通安全特定事業は以下のとおりです。

①　信号機の設置・改善

番号	場　　所	主　な　事　業　内　容	概ねの整備時期
1	(都)青柳五番領線	・(主)小浜・朽木・高島線との交差点における交通弱者対応信号機（音響機能･歩行者用青時間延長機能等を付加）への改善	（整備要望箇所における優先順位を考慮しながら）順次整備
2	県道安曇川・高島線	・(主)小浜・朽木・高島線との交差点における交通弱者対応信号機（音響機能･歩行者用青時間延長機能等を付加）への改善	（整備要望箇所における優先順位を考慮しながら）順次整備

②　横断歩道の設置

番号	場　　所	主　な　事　業　内　容	概ねの整備時期
3	その他	・特定経路の主要道路との交差点における横断歩道未設置箇所への設置	自動車交通処理の円滑性確保を勘案しながら、整備を随時検討

③　違法駐車の取り締まり

番号	事　業　内　容	対　応　方　針
4	違法駐車の取り締まり強化	・警察署員などによる指導取り締まりの強化

７－４　公共交通特定事業

公共交通特定事業は、鉄道および路線バスの公共交通事業者が、本構想の内容に基づき実施する事業であり、「旅客施設」と「車両」を中心とする公共交通施設でのバリアフリー化を図ることが主な事業内容となります。

各事業主体による公共交通特定事業は以下のとおりです。

① 鉄道（西日本旅客鉄道㈱）

番号	事　業　対　象	主　な　事　業　内　容	概ねの整備時期
1	車両のバリアフリー化	・「障害者・高齢者のための公共交通機関の車両等に関するモデルデザイン」に沿った車両への取替	新造車両導入時に整備

② 駅舎の改善

番号	事　業　対　象	主　な　事　業　内　容	概ねの整備時期
2	トイレ・便房	・段差の解消 ・身体障害者等の円滑な利用に適した構造への改良（手摺り付き腰掛け便座設置、自動水洗器具設置等） ・（便所、便房のバリアフリー化に伴う）案内標識の設置	平成２０年度
3	昇降施設・階段	・エレベーターの設置 ・階段における手摺りの改善（端部の巻き込まない構造化、二段手摺り化、広幅員階段中央部への新設等）	平成２０年度
4	駅前広場と駅舎との出入口・戸	・容易に開閉できる戸の設置（自動引き戸等）	平成２０年度
5	情報提供	・電光式情報案内板の設置	平成２０年度
6	点字ブロック	・エレベーター、多機能トイレ新設に伴う視覚障害者用誘導・警告ブロック　新設	平成２０年度
7	音声案内	・旅客トイレ、改札、階段付近への音声案内等の設置	平成２０年度
8	その他	・プラットホームと待合室との段差解消（スロープ設置）	時期未定

③ バス（江若バス㈱）

番号	事　業　対　象	主　な　事　業　内　容	概ねの整備時期
6	車両のバリアフリー化	・「障害者・高齢者のための公共交通機関の車両等に関するモデルデザイン」に沿った車両への取替	新造車両導入時に整備

７－５　その他の事業

その他の事業は、旅客施設および特定経路でのバリアフリー化と連携を図りながら、本構想の内容に基づき実施する事業であり、「人々の心のバリアフリー化」を中心とする関連施設整備事業やソフト面でのバリアフリー化事業が主な事業内容となります。

① 関連施設整備事業

番号	事　業　対　象	主　な　事　業　内　容	概ねの整備時期
1	駅前広場における整備	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・身体障害者駐停車スペースへの立て看板の設置（西口広場） ・グレーチングの細目化への改善 ・　インターロッキングの修繕	平成 18～22 年度
		・駅舎までの庇の設置（東口広場）	時期未定
2	安全・快適なバス停留所の整備	・時刻表への低床バスの点字表示 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・ベンチの設置	時期未定
3	建築物等でのバリアフリー化の促進	・特定経路等で結んだ主要公共施設（安曇川支所、ふれあいセンター等）におけるバリアフリー化の促進	整備を検討

② 冬季のバリアフリー対策

番号	事　業　内　容	対　応　方　針
4	積雪時の対応の充実	・積雪による歩道の通行阻害や、除雪による歩車道境界部への雪の積み上げのための見通し阻害解消を目指し、積雪時の対応の充実を図ります。

③ 社会のバリアフリー化等

番号	事　業　内　容	対　応　方　針
5	心のバリアフリー化	・広報、啓発活動により住民等のノーマライゼーション意識の高揚を図り、心のバリアフリー化を推進します。
6	住民参加型のバリアフリー施策の推進	・施設整備等の交通バリアフリー施策の推進にあたっては、計画段階から市民、利用者等の意見を反映させながら進めます。

高島市交通バリアフリー基本構想策定協議会　委員名簿

所　属　・　役　職　等			氏　　名
利　用　者		滋賀県立新旭養護学校　教諭	山下　真寿美
		社会就労ｾﾝﾀｰﾄﾞﾘｰﾑ分場 大地作業所 施設長	中捨　博章
		湖西障害者生活支援センター　所長	北川　節男
		高島市老人クラブ連合会安曇川支部長	日置　喜久雄
		安曇川町商工会　女性部部長	伊庭　盟代
		高島市地域審議会委員	加納　幸子
		高島市女性の会連絡協議会員	地村　陽子
		市民代表	山下　秀子
事業者	公安委員会	高島警察署交通課長	小澤　豊
	公共交通機関	西日本旅客鉄道㈱京都支社総務企画課長	中村　智
		江若交通㈱運輸部業務課長	杉本　通孝
	道路管理者	滋賀県高島県事務所建設管理部道路計画課長	小谷　克己
		高島市土木交通部土木課長	駒井　和久
国・県・市関係課		近畿運輸局滋賀運輸支局企画輸送課長	田中　壽一
		滋賀県土木交通部管理監(交通政策課長)	山本　良助
		高島市健康福祉部社会福祉課長	薬師川　隆
		〃　安曇川支所地域振興課長	中川　幸雄
事　務　局		高島市土木交通部交通対策課長	小宮　長茂
		〃　都市計画課長	高島　成弘